

(資料2)

衛星画像の共同調達・活用支援業務委託 仕様書

1 目的

固定資産税事務で使用する衛星画像データ（以下「画像データ」という。）について、複数市町村分を秋田県（以下「県」という。）が一括調達するとともに、画像データの事務への活用を支援し、関係事務の効率化や精度の向上を図る。

また、本業務を通じて得られた効果や課題を検証し、固定資産税事務における画像データ活用の標準化、今後の共同調達及び画像データ活用の継続・拡大に向けた条件等を整理し、持続可能なモデルの構築を目指す。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月19（金）までとする。

3 提案に関する基本的な考え方

本業務の目的を理解のうえ、提案者の創意工夫及び専門的知見に基づいた提案を行うこと。

また、提案にあたっては、実効性、汎用性及び継続性の観点を踏まえた現実的な内容とすること。

4 提案を求める事項

次の事項について、本業務の目的を達成するために有効と考えられる方策等について、具体的な内容により提案すること。

- (1) 画像データの調達及び活用の支援に向けて、市町村の現状を把握・分析する。
- (2) 事務の効率化や精度の向上に関する市町村それぞれの課題の解消を目指し、画像データの事務への活用を支援する。
- (3) 共同調達及び画像データ活用の効果や課題について検証・整理する。
- (4) 業務実施体制
- (5) 業務実施工程
- (6) 画像データ活用の標準化、共同調達及び画像データ活用の継続・拡大に向けたアプローチ

5 業務の内容

(1) 画像データの共同調達

① 画像データの利用等に関する現状調査

市町村における画像データの利用環境、利用実態、調達に関する意向、その他共同調達の実施に必要な事項に関する調査を行う。

(資料2)

② 画像データの調達

受託者は、次の仕様により画像データを調達するものとする。

- ア 調達対象地域 ①の調査で把握した内容に基づき、画像データの対象地域を調整・決定する。なお、選定対象地域は、概ね山林・湖沼を除き、家屋が多く所在する地域を優先し調達することとする。
- イ 最低調達面積 1,700km²（「5 業務の内容(2)～(4)」及び「6 業務に係る留意事項」の業務を実施の上で調達(納入)可能な面積を提案するものとし、提案の調達(納入)面積に応じて基準により加点を行います。）
- ウ 撮影時期 2024年以降に撮影され、積雪の影響を受けていない画像であること
- エ 地上解像度 30cm（直下撮影において30cm以下が撮影可能な衛星を使用すること）
- オ 雲量 調達自治体区域毎に10%以下
- カ 撮影角度 30度未満
- キ 処理レベル レベル3以上（オルソ補正済）
- ク 水平位置精度 地図情報レベル2500相当
- ケ 色／階調 3バンド（R，G，B）パンシャープン／8ビット
- コ フォーマット GeoTIFF
- サ 座標系／測地系 平面直角座標系第X系／JGD2011

③ 画像データ等の納入

ア 納入する画像データは、国土基本図郭（1/2500）に合わせ、市町村単位にDVDに格納するものとする。

イ 納入する画像データと合わせて衛星画像リストを提出するものとする。

④ 画像データのライセンス

納入を受けた市町村単位の画像データについては、秋田県及び当該市町村による閲覧及び自治体内部での利用が可能なライセンスを取得するものとする。

⑤ 品質確認

画像データについては、次による品質確認検査を実施のうえ、品質結果報告書を提出するものとする。

ア 雲及び雲影の面積が仕様を満たしていること

イ 国土地理院の数値地図（国土基本情報）と重ね合わせ、市町村区域毎に5点以上の検証点による幾何補正精度を確認すること

ウ 地上基準点（GCP）の座標値について一覧表を作成すること

(2) 画像データの活用支援

(資料2)

- ① 画像データ活用支援に向けた現状の把握
市町村における航空写真等の保有・活用状況、事務の実施手法、その他現状を把握するための調査を行う。
- ② 画像データ活用手法の整理
市町村における事務実施状況に応じて、事務の効率化や精度の向上等に効果的な活用手法等を検討・整理する。
- ③ 画像データの活用支援
②の検討・整理に基づき、事務の効率化や精度の向上等が着実に図られるよう画像データ活用支援を行う。

(3) 効果・課題の検証

- ① 効果の測定
職員の事務負担、調査等の精度、画像データ活用の業務領域等の観点から、有用性等について定性的、定量的に把握・整理する。
- ② 課題の抽出・分析
画像データ活用の業務領域、事務の手法・実施体制、調達画像の仕様等に関する課題について整理し、改善方策等を示す。
- ③ 事務効率化等への提案
本業務を通じて把握した効果・課題の整理のもと、市町村の状況に応じた事務の効率化や精度の向上に向け、画像データの活用フロー等の作成・提案を行う。

(4) 共同調達に関する事業運営モデル等

本業務を通じ得られた知見に基づき、今後の共同調達及び画像データ活用に向けた、持続可能な事業運営モデルに関する提案を行う。

6 業務に係る留意事項

(1) 実施体制の整備

受託者は、契約締結後、速やかに業務の管理責任者及び担当者等を配置し、本業務を遂行できる体制を整備するものとする。

(2) 業務計画書等

受託者は、業務着手後、速やかに業務計画書及び(1)による実施体制一覧を作成し、県に提出するものとする。

(3) 調査結果等の共有

受託者が市町村に対して実施した調査等の結果については、調査の都度とりまとめの上、書面により県と共有するものとする。

(4) 打合せ協議

本業務に係る打合せは、原則として次により行い、必要があるときは適宜調整し実施する。なお、打合せを行ったときは、受託者は速やかに書面により議事録を提

(資料2)

出し、県の下承を得るものとする。

- ① 業務計画（着手）時（全体計画・現状把握調査内容策定等）
- ② 令和8年9月（支援内容の策定等）
- ③ 令和8年11月（成果指標の検討・整理等）
- ④ 令和9年1月（効果検証・画像活用事務フロー整理等）

(5) 業務完了報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに実施結果（画像活用支援の内容、効果検証・課題分析結果、事務の効率化等及び今後の共同調達に関する提案等）をとりまとめた業務完了報告書を提出するものとする。

7 契約に関する条件等

(1) 契約金額

契約金額には、本業務の実施に要する一切の経費を含むものとする。

(2) 再委託等について

- ① 受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、再委託金額、再委託する理由を事前に書面により提出して県の承認を得なければならない。
- ③ 本業務の一部を第三者に再委託する場合における当該第三者は、企画提案競技実施要領3（1）ア～キのすべての要件を満たす者でなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後であっても同様とする。

(4) 権利の帰属等

- ① 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権は委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転する。ただし、本業務で調達する画像データの著作権は衛星の運用元に帰属し、発注者は別途使用許諾契約を締結することで著作権を取得するものとする。
- ② ①にかかわらず、受託者が本業務の開始前から独自に所有していたプログラム、著作物等（以下「受託者固有資産」という。）に関する権利は、引き続き受託者に帰属する。ただし、県又は画像の納入を受けた市町村が本業務の成果物を利用するために必要な範囲において受託者固有資産を利用する場合においては、受託者は、無償で利用を許諾するものとする。
- ③ 受託者は、県の承諾を得ずに本業務により制作された成果物を他に流用しては

(資料2)

ならない。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）の履行に当たっては、関係法令を遵守しなければならない

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たっては、適宜県との協議を行い、誠実に行うものとする。
- (2) 本業務の内容については、県と受託者の協議に基づき変更することがある。
- (3) この仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、双方協議を行い、決定するものとする。